

おんが

所役場 正所印刷 KK
 行人茂人 印刷所
 發行吉集 印刷所
 遠賀吉編 印刷所
 有吉 印刷所
 有吉 印刷所
 東筑印 印刷所
 各戸配布

昭和三十一年三月三十一日発行

第四五号

目次

一、わかりやすい選挙運動	1
一、青少年問題協議会とは	8
一、参加しよう「花いつぱい運動」	8
一、高血圧と食生活	11
一、学童の交通事故をふせごう	12
一、新入学児の精神衛生	15
一、正しく歯をみがこう	16
一、住宅金融公庫貸付案内	18
一、保健だより	18

拡声機

◎四月 九日 (火)	参議院福岡県選出議員補欠選挙
◎四月 十日 (水)	婦人週間(十六日まで)
◎四月 十三日 (土)	第一回予防接種
△四月 十四日 (日)	遠賀村商工会定休日
△四月 十五日 (月)	乳児相談日
◎四月 十七日 (水)	福岡県議会議員及県知事選挙
◎四月 廿二日 (月)	畜犬登録日
◎四月 廿三日 (火)	第一期固定資産税軽自動車税納期
△四月 廿五日 (木)	村商工会定休日
△四月 廿八日 (日)	天皇誕生日
◎四月 廿九日 (月)	遠賀村議会議員及村長選挙
◎四月 三十日 (火)	

わかりやすい選挙運動

聞こう、知ろう、正しい政治

地方選挙を前にして

現在の民主政治では、主権は常に私たち国民の手にあります。

私たちは、国民として国会議員（衆議院議員、参議院議員）を選び、住民として地方公共団体の首長（県知事、市町村長）や議会の議員（県議会議員、市町村議会議員）をそれぞれ選挙によつて選定する権利、すなわち、参政権を有しております。

選挙は、民主政治の基礎であるといわれております。この参政権をみんなが正しく行使することは民主政治を成長させるために最も重要なことであり、選挙こそ私たちの「あすの生活」「あすの政治」に対するさまざまな願いを託して、ひとりひとりが政治に参加する道なので

す。

私たちは、誰でも平和な世の中、しあわせな暮らし、そして私たちの郷土や国の発展を願わずにはいられません。それを生み出すものは、明るい正しい政治です。昭和三十八年の春は、私たちが四年自ごとを迎える地方選挙が行なわれます。地方選挙は、地方に關することからは地方の住民が自分たちの手で処理するという地方自治の精神に立つて、その地方の行政を担当する責任者および代表を選ぶものであり、私たちの住んでいる郷土の政治は、直接私たちの身近な生活につながる重要な意味をもっております。

私たちは、この機会に主権者として自主的に各自の正しい良識で、よりよい郷土の建設のために立派な代表を選ばなければなりません。最近行なわれた第六回参議院議員通常選挙は、従来の金のかかる汚い選挙をなくさねばならないという強い世論を背景として画期的といわれる選挙法改正が行なわれた直後に実施されました。だが、期待も甚なしく買収、供応あるいは公務員の地位利用など選挙違反は増加して、依然として汚い選挙に終わりました。

私たちは、こういう事実をきびしく批判しみんな反省し合い、きれいな選挙を通じて希望にみちた明るい政治を実現させるためにま

選挙の公明化を推し進めて行くことが必要です。私たちは、政治と生活、選挙と政治という関係をよく理解して、私たち一人一人が常日頃から政治、選挙についてののはつきりした考えをもつように努めることが肝要です。そして「きれいな選挙」は、まず選挙のルールを知りこれを守ることから始めましょう。

候補者は、法律の定めるところに従つて堂々と選挙運動を行ない、私たちは、静かに候補者の政見や抱負を聞き、またこれらの人々の運動のやり方などに注意して、みんな選挙法を守り明るいきれいな選挙をいたしましょう。

選挙運動の制限

選挙運動は、言論や表現の自由が憲法で保障されている現在では、どんな方法によつても自由にできるはずですが、公職選挙法ではこのような自由放任を認めないで、選挙運動の方法に一定の制限を加えています。これは、選挙運動を自由に放任すると、資金の豊富な候補者などが自由を濫用し金に物をいわせて非常に有利となり、各候補者が平等でなければならぬ選挙運動かかえつて不平等となるからです。

選挙運動の意味

選挙運動とは、あるきまつた選挙を対象として、あるきまつた候補者のために当選を目的として候補者のために投票を得させようとする一切の行為であるとされています。

選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者が立候補の届出を済ませた日から、その選挙の期日（投票日）の前日までに限つて行なうことができます。

したかつて、この期間以外の選挙運動は一切禁止されています。ことに届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として厳重に禁止されています。

選挙運動をすることができない者

次のような人たちは、選挙運動をすることを禁止されています。

(イ) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者選挙長等はその関係区域内での選挙運動ができません。

(ロ) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等

(イ) 国家公務員と地方公務員については、それぞれの法律によつて特別職を除き一般職の公務員は原則的に投票の勧誘運動等が禁じられております。また、前回の法改正により国又は地方公共団体の公務員及び国鉄、公社、公団、公庫の役職員が、その地位を利用して事前運動および選挙運動をすることは全面的に禁止されました。

(ニ) 教育者（国立、公立、私立を問わず幼稚園から大学まで各学校の校長及び教員）が教育上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されております。

このほか、未成年者（単純な労務に従事する場合を除いて）や、選挙犯罪者等は選挙運動をすることができません。

選挙運動の方法に関する制限

選挙運動のやり方については、例えば選挙事務所は一箇所設置できる。選挙運動用自動車は原則として乗用自動車（選挙の種類によつては、小型貨物自動車も認められる場合があります）を一台使用できる。新聞広告は二回掲載できるなど選挙の種類によつて種々異つた運動方法に関する制限が選挙法で定められておりますが、私たちが普通一般的に知つておかねばならないことは次のようなものです。

1. 戸別訪問

だれでも選挙運動のために二戸以上の選挙人の居宅を訪問することはできません。

戸別とは、必ずしも選挙人宅個々をいうものではなく、会社、工場等も含み、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもつていた場合は、戸別ということになります。

訪問とは、必ずしも家の中に入らなくても、軒下で面接した場合、また、訪問の相手方が不在であつても、あるいは面会を拒絶された場合も訪問となります。

(例)

◎ 数人が手分けして一人が一戸だけ訪問することとして、これを連続して行なつたもの。

◎ 選挙運動用ポスターをはる承諾を求めることを口実にして戸別に訪問したもの。

◎ 候補者や運動員が、署名運動をすることともに戸別に訪問したもの。

◎ 選挙運動のため、戸別に演説会の開催や候補者の氏名を言い歩く

こと。

2. 飲食物の提供

だれでも、選挙運動に開して、飲食物を提供することは、それがどんな名目でふるまわれるものであつても原則として禁止されています。ここで飲食物とは、なんら加工せずそのまま飲食することができるもので、例えば、料理弁当、酒、ビール、サイダー、菓子果物等を含みます。ただ例外として、湯茶やお茶うけ程度の菓子であれば許されており、また選挙運動員や労務者に対し、選挙事務所において食事するために提供する弁当については、金額、数量等一定の制限内で認められています。

(例)

◎ 通行人を選挙事務所に呼び入れて酒肴をふるまつたもの。

◎ 陣中見舞としての酒果物等を候補者に贈つたもの

3. 連呼行為

選挙運動のために、候補者の氏名など同じ内容の短い言葉を連続してくりかえし呼び廻ることは禁じられています。

ただ、演説会場、街頭演説の場所では、連呼を行なつてもさしつかえありません。また、選挙人の耳目を集めるため、氣勢を張る行為をしたり、動いている自動車の上から選挙運動をすることも禁止されています。

(例)

◎ 動いている自動車の上から演説したり、手を振つたり、おじぎをする事。

4. 文書凶画の領布と掲示

イ 文書の配布

選挙運動のために選挙人に配布することのできる文書は、「選挙用」であることの表示がされた通常葉書（県知事四〇〇、〇〇〇枚、県議会議員五、〇〇〇枚、市長五、〇〇〇枚、市議会議員一、二〇〇枚、町村長一、五〇〇枚、町村議会議員五〇〇枚）だけです。この葉書は郵便によらず直接選挙人に渡したり、回覧させることはできません。したがって、選挙期間中はどのような名義のものであつても一切の文書が配布を禁止され、候補者の氏名等をおわしたものはもちろん運動

員や候補者と同一戸籍内にある者の氏名を書いた年賀状や挨拶状も出すことかできません。

(例)

◎ 選挙用の表示がない葉書を使用して投票を依頼したもの。
◎ 電報によつて、投票を依頼したもの。

◎ 候補者の氏名、経歴、抱負等を記載したビラやチラシ等を配布した
もの。

◎ 候補者の氏名等を大きく書いた、選挙対策打合せその他の会合の案内状を多数選挙人に配布したもの。

◎ 候補者の氏名を書いた時侯見舞状や近火見舞状を多数配布したもの。
□ 文書図面の掲示

選挙運動のために掲示できる文書図画は、選挙事務所、演説会場を表示するため及び選挙運動用の自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類と、候補者が使用するたすき、腕章及び胸章の類、それから選挙管理委員会の検印を受けた選挙運動用ポスター(県知事は二四、〇〇〇枚、県議会議員、市長及び市議会議員は一、二二〇〇枚、町村長及び町村議会議員は五〇〇枚)だけとなつています。

これらのポスター、立札、看板、ちようちん類は、その大きさ、数量等に一定の制限があります。

また、選挙運動用ポスターは、これを掲示する箇所の制限があつて、国、地方公共団体、国鉄、専売公社、電信電話公社等が所有し、或いは管理する建物等には限られた例外を除いて掲示できません。

なお、選挙運動期間中は、誰でも書籍その他著述、演芸等の広告印刷物に候補者の氏名等を記載したものを配布したり、掲示したりすることはできないことになつています。

(例)

◎ 検印のないポスターをはつたもの。

◎ 〇〇候補の御当選を祈る等のはり紙や無検印ポスターを、室内、店内、ショーウィンドー等一般人が見ることのできる場所に掲示した
もの。

◎ 候補者の氏名、政見を大書した立看板を街頭に立てたもの。

5. 演説会等

地方選挙における言論による選挙運動は、個人演説会、街頭演説、その他の演説、挨拶等を行うことができます。

しかし、公共のために種々の弊害を及ぼさないよう演説会の時期及び場所について、必要最小限の規制が加えられております。それは公共の建物における演説、汽車、電車、バス、停車場での演説、病院、診療所その他の療養施設における演説等は禁止され、街頭演説は、午後九時から翌日の午前六時まで行なうことができないことなどであります。以上のほか、有線放送、広告放送設備等を使用して選挙運動をすること等が禁止されております。

それから、これは直接の選挙運動ではありませんが、選挙期日後において、当選又は落選に関する挨拶行為は、自筆の信書及び答札等のためにする信書以外は全面的に禁止されております。

6. 選挙運動費用

選挙運動には多額の経費がかかります。これを放置しておくとお金のある人が有利になり各候補者が平等な条件のもとで、公平明郎な選挙が行なわれないようになるので、選挙運動の具体的な方法について制限を加えるとともに、費用の面についても選挙運動に使うことのできる最高額が定められ、できるだけ経費のかからない選挙が行なわれるようにされています。

これを法定選挙運動費用といい、この額をこえて支出すると、その出納責任者が処罰されるとともにその当選人の当選も無効となります。

自由にやれる選挙運動

さて、私たちが、候補者の中に自分達の代表として選びたいと思う人があり、この人をぜひ当選させたい場合、どんな選挙運動が許されるでしょうか。

自分の推す候補者の選挙事務所へ行つて、事務を手伝うとか、ポスターを貼つたり選挙用葉書を貰つて知人に出したり、演説会に参加して応援演説をすることもできます。

また、電話による選挙運動は自由ですから、電話で他人に投票を依頼したり、道で偶然出合つたり、電車やバスに乗り合せた知人等に投票を頼むことも自由です。しかし、知人宅を訪ねまわるとか、選挙人宅

附近の道路上へ選挙人を呼び出してまわると戸別訪問となり違反となります。

選挙犯罪

1. 買収

自分が当選するため又は他人を当選させるため或いは他人を当選させない目的で、選挙人や運動員に金銭や物品、その他財産上の利益（借金の免除等）を与えたり、公私の職務を提供したり、供応接待（酒食の提供等）をすると処罰されます。また、このようなことを申込んだり約束することもできません。

（例）

◎有権者多数を料亭等に招いて、投票依頼の挨拶をし酒肴をふるまつたもの。

◎旅行や芝居、無料映画会等の招待をしたもの。

◎部落会、隣組会、同好会等の会合に酒肴をもつて挨拶し投票を依頼したもの。

2. 利害誘導

自分や当選するため又は他人を当選させるため或いは他人を当選させない目的で選挙人や選挙人と関係のある市町村、学校、組合等に対する特殊な直接利害関係を利用して誘導すると処罰されます。

（例）

◎投票をしてくれれば、その選挙人の関係する会社団体等に寄附をするを誘導したもの。

◎投票をしてくれれば、その選挙人に物品を貸与したり販売先を世話すると誘導したもの。

3. 選挙の自由妨害

選挙に関して、選挙人、候補者、候補者となる者、運動員等に威力を加えたり、暴力をふるつたり、交通、集会、演説の妨害その他不正の方法によつて選挙の自由を妨害したり利害関係を利用した威迫によつて選挙の自由を妨害すると処罰されます。

（例）

◎部落の出入口に見張人を出して他の候補者の運動員をおどしたり、威力をもつて自由に出入させなかつたもの。

青少年問題協議会とは

現在青少年問題が大きくとりあげられ、この対策について各方面でいろいろ論ぜられていますが、青少年問題の問題点の全貌を把握することは容易ではありません。また、青少年問題のなかには、底流にある一般問題のほか、そのときどきの社会の情勢を背景として、時代と社会の反映のなかにとくにクローズ・アップされ、緊急な解決を迫られる問題があります。

また、地域の特殊状況による特異な青少年の問題もあり、これらを広く深くつかむことはむづかしいです。現在一般的に共通な問題点と考えられるものをあげるとつぎのようなものがあります。

- 一、青少年非行（不良化）の問題
 - 二、交通、水難その他事故の問題
 - 三、青少年の保健と栄養の問題
 - 四、家庭と青少年の問題
 - 五、社会環境、マスコミなどが青少年にあたえる影響
 - 六、勤労青少年の保護と教育の問題
 - 七、農村青年の離農による都市集中と農家後継者養成の問題
 - 八、精神薄弱児、身体不自由児その他要保護児童の問題
- ざつと考えても以上のように多岐にわたつた問題があり、かつ、さらにこれを細分すればいろいろな問題が提起されましよう。このように青少年の対策がいかに広範囲になされなければならないかが痛感されるところです。これに関連しまして、青少年対策についても広く多様な機関団体などの活動にゆだねられているため、施策の一貫性と有機的な協力体制が薄いという弱点もあります。

参加しよう「花いつばい運動」

花いつばい運動は昭和三十五年の秋から、福岡県新生活運動の一環として推進してきました。今年度からはとくに全国運動として目下展開されています。「国土を美しくする運動」の積極的推進で、地域、学校、団地、職場などで自主的な盛りあがりの運動として展開されています。東京オリンピック大会がいよいよ目前にせまってきたおりから、わが国は今後多くの外国人を迎えなければなりません。

その意味からもわたくしたちは少しでもこの花いつばい運動をとおし

て美しい園づくりをしたいものです。

一、花いつばい運動のねらい、

この運動が、美しい花を咲かせることを中心に進められることはもちろんですが、その中には見えない精神活動があることをみのがしてはなりません。みんなで話しあい、家庭や公共の場を花で埋めようとするなかには、お互いの学習があり、人と人との心のふれ合いがあり、人間の壁、社会の障害がしだいに取り除かれ、やがてはあたたかいうるおいのある家庭生活、道義の高い社会生活が築かれようとするものであります。このような姿こそ花いつばい運動が真に期待するものであります。

二、無償で花のたねを配布

(一) 春のたねまき週間の設定

三月二十五日から三十日までを「春のたねまき週間」と定めて、この間に夏、秋咲きの草花のたねをまきつける運動を進めることにしています。さいわいに県下の農業高校の協力を得て、各地域毎日この週間に、同校で希望者に対し、「種まき研修会」を開催し、たねまきの指導をすることになっています。

なお、この研修会の参加者には、無償で花のたねが配布されます。そのほか花のたねや花苗の交換会などが行なわれます。

□ 春の花いつばい月間の推進

四月十一日から五月十日までの、一カ月を「春の花いつばい月間」と定め全県民がこの運動に参加するようにすすめています。この運動月間には花壇の手入れ、花壇コンクール、花の展示会、研究会、花いつばい大会など各種の行事が行なわれ、県でも大牟田市で花いつばい大会を開催する予定です。とくにこの春は、県新生活運動協議会で「学校花いつばい運動」を推進するために、学校花いつばい全県コンクールを実施することになっています。

三、各地で運動がいつばい

(一) 老人クラブによる花いつばい運動

筑紫群春日町四歳校区では春日荘地区の年輪会（老人クラブ）が自分たちも地域の明るい社会づくり運動に一役買いたいと願って、近くにある荒地を開墾し、美しい「フラワーセンター」を作ろうと努力した結果、今日では三千坪におよぶ広場がつくられ、

その周囲には立派な花壇が設けられています。今ではこの校区の悩みであつた、地づきの人や、引きあげ者、新居住者などの複雑な人間関係の壁もしだいにとけ合い、校区ぐるみの町づくり花いつばい運動が年輪会の人々の努力により盛りあがりつつあります。

□ 子ども会による花いつばい運動

福岡市唐仁校区では、子ども会みずからの手による「愛情花園」があり、ここでは花苗から育てています。子どもの愛情による花園にはいろいろな花が成長していましたが、せつかくのこの花園も家屋建築のために取りつぶされることになり、子ども会も失望していました。ところが、さいわいにも九幡神社の近くに新しい公園がつくられましたので、ここに子どもの愛情をそそぎ、花苗が植え込まれ、今日では子どもの美しい公園ができています。

□ 婦人会による花いつばい運動

田川郡糸田町婦人会ではまず各公民館、分館に花壇を設ける運動を進め、これに子ども会と協力して植え付け管理をしています。来年度は、町内全家庭に花いつばい運動を婦人会の手で推進し、家庭花壇を設ける計画です。

そのほか糸田、大隈の両駅には構内花壇を設け、チリ箱を寄贈するなど国土美花運動に大きな役割を演じています。

四) 学校花いつばい運動

美しい教育環境と教材園をかねた学校花いつばい運動は、さいきん非常に盛んになつてきています。

昨年秋の直方市における県花いつばい大会では、学校花いつばい運動優良校三十九校を全県下から表彰しました。

この運動は子どもの情操鍛練をもつとも必要とする今日では、大きな意義をもつて推進されることと思ひます。

五) 全市、全町花いつばい運動

都市の花いつばい運動では、まず大牟田市の街頭花壇を紹介しなければなりません。

竹さくにかこまれたみごとな花壇は季節ごとに、色とりどりの花が咲き、そばを通る人たちを思わず振りむかせています。大牟田争議で一躍有名になつた同市も花いつばい運動でうるおいをしいだいに取りもどしています。

このほかに直方市の全市花いっぱい運動、三潞郡三潞町の全町あげての家庭花いっぱい運動コンクールの実施など明るく町づくり運動に大きな貢献をしています。

丙 その他職場の花いっぱい運動

北九州市若松区の日立鉄鉱では社員の主婦を中心に花いっぱい運動を推進し、できた花を職場にもつて行き、職場訪問をしようと計画しています。

また職場では、空箱で花壇をつくり各職場に配布し、明るい職場づくりをすすめています。

その他、国鉄駅の花いっぱい運動も盛んで今年度は日本花いっぱい協会から三駅が表彰されました。

高血圧病と食生活

近年脳卒中の死亡者が非常に多く、五十五才以上の年齢層では脳卒中が死亡原因の第一位を占めています。各方面でその原因を調査研究した結果脳卒中と食生活との間に密接な関係があることが明らかになりました。すなわち脳卒中の死亡率の高い県と低い県、脳卒中死亡者の多い地帯と少い地帯、長生きをする地方と短命の地方との間には、いずれもその食生活に共通した条件がみられます。

一般的に言えば、海岸に面した温暖な地帯は長命で反対に内陸部の比較的寒い地方に高血圧が多く、したがって脳卒中死亡者が多いようです。このことは、温暖な海岸地方が動物性蛋白質源（主として魚）に恵まれて野菜や果物が年中出回っており、それに反して寒い地方は比較的平均して動物性の蛋白質源に乏しいうえ、冬は新鮮な野菜がほとんどなく、貯蔵野菜も量が少なく、しかも野菜中のビタミンCも非常に少なくなるからです。

東北、北陸あたりの内陸部では一般に白米食偏重の傾向があり、冬はほとんど白米に塩分のきいた味噌汁と塩辛い漬物が常食で、良質の蛋白質（肉や魚、卵、牛乳等）の摂取量がきわめて少なく新鮮な野菜や果物が乏しくて、血管を丈夫にする大切なビタミンCもほとんどとれません。そのうえ、塩分の過食は動脈の硬化を進める。（一般に都

会人の用いる味噌の塩分は一〇程度であるのに、東北あたりの農村の味噌は二、三〇の塩分を含んでいるし、漬物も非常に塩辛いのを好む。この傾向は水田単作地帯に特にいちぢるしい。

酪農や養鶏をやっている地方でも肉、卵、牛乳等は病人や乳幼児以外はほとんど口にせず全部換金する農家が多く、野菜はビタミンの少くなつた貯蔵野菜や塩辛い漬物、たまに魚を買つても塩蔵魚で白米だけ腹一ぱいというのは高血圧になるのも当然といえよう。

脳卒中を予防するには、日常の食生活に気をつけて、栄養のバランスをとるよう心がけること。

水田単作地帯ではとくに白米や塩分を食しないよう雑穀をとり入れ鶏卵や乳等の自家消費をふやして、みんなが動物性食品をじゆうぶんとるように努め、野菜や果物も計画的に自作するとともに、貯蔵法を工夫して年中平均してビタミンをとるよう努めたいものです。

また野菜にしても種類を豊富にして「バツカリ料理」にならぬよう、冬もできるだけ有色野菜をとるよう工夫する一方、折角の野菜を長時間グタグタに煮すぎてビタミンを逃がしてしまわないような注意も忘れてはなりません。

学童の交通事故をふせよう

新入生の交通訓練を中心として

あたたかい春のおとずれとともに、やがて入学シーズンです。

県教育庁の調べによりますと、今年小学校一年生となるよい子は県下で六萬八千二百七十人もいるということですが、この若い芽をみんなですこやかに育てていきたいものです。

ところで新入学はうれしいが、近ごろのように交通事情がわるくなりますと、通学中の交通事故が思いやられ、おかあさんがたの心も暗くなりがちです。

統計によりますと、昭和三十七年中県下で交通事故によつて死傷した学童の数は、千五百二十二人（うち死者三十五人）で昭和三十六年中の千三〇三人（うち死者四十五人）にくらべ、死者はかなり少

なくなつていますが、全体では約九%の増加を示しています。

また、この事故を原因別にみますと、やはり車の直前直後の横断によるものもつとも多く、六百九人で、全体の六十%を占め、ついで道路で遊んでいたり、斜めに横断したり、左側を通っていたことなどがおもな原因となつています。

おさない学童が車にはねられ、無残な姿を路上に横たえているありさまは、あまりにも痛ましいものです。

四月になると、交通になれない一年生が、街頭にどつと出てくることになりましたが、今年こそ県民こそつて学童の交通事故防止に真剣にとり組み、学童が安心して通学できる明るい交通環境をつくつていきたいものです。

みなさんは、それぞれの立場からつぎのことを実行してください。

おかあさん方へ

正しい交通を身につけさせる

学童事故の原因をみると、大半はやはり本人の不注意や、通ルルを無視した無茶な行動にあるようです。

昨年交通事故により死傷した千五百二十二人のうち運転者だけの過失と認められるものは、わずかに二百三十六人(十五%)で、あとは大なり小なり児童側にその責任があるようです。交通事故によつて可愛いわが子をうしない、悲嘆にくれるのではおそすぎます。日ごろから交通に対する知識をうえつけ、安全教育を徹底していれば事故も未然に防げるものです。

おかあさん方には、新入生の準備として次のことをぜひ教育していただきたいと思ひます。

※ 車の直前、直後の横断は絶対しない。

車の直前、直後の横断がいかに危険であるかは、統計が示すとおりですが、ある人は交通事故の原因についてつぎのようについています。

「交通事故の大部分は、運転者や歩行者の技術上、肉体上の欠陥もある程度事故の原因となるが、それよりも人間の精神的要素がより多く作用している」

車の直前、直後の横断も、先を急ぐあまり、危険だとわかつて

いながらあえてそうした行動に出る人間の心の弱さにほかなりません。とくに小学校低学年生は危険に対する判断力が弱く、本能に支配されたせつかちな行動にがちで、その危険性がきわめて多いわけです。

昨年、小学校一年生の女の子が、バスから降りて、道路の向い側に迎えに来ていたにいさんのところへ行くため、バスのすぐ後を通り道路を横切ろうとして、前方から来た大型トラックにひかれ、即死した事故がありました。

この事故も通路を横切る前に、落ちついて左右の安全を確かめていればおこらずにすんだと思います。

「猪突猛進」もときによりけりで、とりわけ車の直前、直後を猛進することは、みずから墓穴をほることになるのです。

おかあさん方は、こうした子どもがじゆうぶん納得するまで教えこむことがたいせつです。

※ 道路ではあそばせない

あたたかくなると、子どもの遊びが道路にふえますが、これも事故のおもな原因になっており、学童の事故のうち約三％（五十四人）におよんでいます。

子どもたちの遊び場が少ないことも原因の一つでしょうが、命にかえられません。

道路交通法では、交通ひんばんな道路で、球戯をしたり、ローリースケートをしたりすることを禁じております。

子どもには、たえずあたたかい監視の目をむけ、道路での危険な遊びはさせないように指導することがたいせつです。

※ そのほか交通ルールの基本を守ることに。

たとえば、右側通行（対面交通）の原則、横断のしかた、信号の見方などを交通漫画や、絵本によつて指導するとか、街にでかけたときを利用して、実地に交通ルールを体得させることも必要です。

上級生にお願い

こんど、あなたの学校に入る新入生は、右も左もわからないのですから、やさしくいたわつて、学校やおうちまで送りとどけてやりまし

よう。

また地区ごとに「交通班」をつくり上級生がリードして集団で登校するの事故防止のよい方法です。

運転手さんにお願

児童をみたら、まず除行

児童は、注意し判断する力が弱いため、おとなであれば当然危険をさける状態のときでも、かえって危険な方向に反射的に走つてくる場合があります。

車を運転する場合には、児童を保護することを頭において、子どもをみたら「赤信号」の思い、必ず徐行して事故をふせぐようにしてください。

一般の歩行者へ

歩行者は、道路交通法によつて、通学中の児童について必要がある場合には、保護誘導するよう義務づけられています。

通学途中でこまつている児童、危険にさらされている児童を見たら、進んで手をとり事故の防止に協力してください。

◇新入学児の精神衛生◇

これまで幼稚園や保育所にも行かず家の中で育てられた子どもは、親や家族や近隣の人とだけの接触で集団生活になれていません。

だから四月から急に学校にはいると、学校をいやがつたりするものが多い。なかには内弁慶になつたり、ほかの子どもをいじめたり、自闭症（内家のもどいもの）になつたりする子どももありますが、こんな場合は、それ以前に問題があるとみてよいようです。すなわち、いわゆる親たちの過保護から干渉しすぎたり、甘やかした子で、ひとりつ子やおばあちゃん子などにとくにこの傾向が強くなります。

子どものしつけというのは、なにも特別なものがあるわけではなく、親と子の心のつながり方―子に対する親の態度が根本であるから、ま

ず親自身がこれらの点をよく反省し、原因を探究する必要があるかもしれません。

新入学児については入学前に担任の先生がきまつて、一日入学の試みも行なわれているようですから、なるべく早目に担任の先生と連絡をとり、学校の雰囲気や先生にならすように仕向け、子どもが安心して入学できるようにしてやるのがたいせつです。

また近所の子どもと仲よく遊べるような機会をつくつてやり、集団生活への訓練をあたえるようにしてやることです。

むやみにむずかしい知識をつめこんだり、文字や数を教えたりするよりも、こうした基本的なしつけを入学前に身につけることが、もつとも肝心です。

ことに内気な子、性格の異常な子、特別な習癖のある子などは、入学前に児童相談所や精神衛生相談所などにつれて行つてよく相談し、専門家の相談を受けてください。

また担任の先生にもかくしだてをしないでよく話しあい、子どもが一日もはやく集団生活にとけこんで楽しく学校に通えるよう努力した

正しく歯をみがこう

幼稚園や小学校の入園入学を目的のまゝにして歯みがきの習慣づけをしようとする家庭が多いようです。しかし一般に歯みがきについてはその目的をじゅうぶん理解せず、ただ習慣的、機械的に行なっている人が多く、ときにはかえつて歯や歯ぐきをいためる場合もあります。

乳歯が生えはじめるのは生後半年ごろからで、満二才から三才までの間に乳歯が生えそろうのですから、なるべくこのころまでに歯みがきの習慣をつけるようにし、歯ブラシの使えないあいだは、食後に綿花をぬらしたものでふいて歯や歯ぐきを清潔にしてやります。

満一年半にもなると、大人をまねて歯をみがこうとしますから、こういう機会をとらえて大人が手つだつて徐々に磨き方を教えこむことにします。

歯みがきの目的は、ただ歯の面を磨きこらることではなく、歯の面

やあいだ、歯ぐきのところに残っている食物のかすをとり去ることで
すから、洋服にブラシをかける要領で食べかすだけを払いおとせばよ
いわけです。

あまりゴシゴシすると、歯をすりへらしかえつて歯をいためます。
したがつて歯ブラシの毛はあまりかたすぎるものや、反対にやわら
かすぎるものは不適當で、やわらかでしかも弾力性のあるものがよく
形も体にあつた大きさのもので歯列にあわせてたくぼみのあるものが適
当です。

これを各人二本位ずつ用意しておいて、いつも乾いたものを使うよ
うにしたい。磨き方は上の歯は上から下へ、下の歯は下から上へと磨
いたのち、かみあわせの面は奥から前へかきだすようにしてみがきま
す。

食べもののかすのうちでも、含水炭素からなる食品—ごはん、パン
ビスケット、麺類、菓子などは非常に口の中に残りやすく、しかも、
これからは口の中にある乳酸菌によつて強い乳酸をつくり、このため
に歯の面が溶かされムシ歯になつたりしますから、食前より食後に歯
をみがくことがたいせつです。

大ていの人には朝おきたときから人前にでるときだけいねいに歯を
みがいて、食後はおろか寝るまえのうがいもしないようですが、毎朝
洗面時の歯みがきはうがい程度にして、面倒でも毎食後にみがくよう
習慣づけたいものです。

といつても外出時にブラシ歯みがきをもつて歩くのも困難だから、
歯みがきができなければ、食後にたんねんに水でうがいするようにす
ることです。

歯そのもののうろや歯ぐきから出血しやすい人はやわらかい歯ブラシ
で軽く歯ぐきをマツサージする程度にみがくとか、指に塩でもつけて
歯ぐきをマツサージすると歯ぐきの抵抗が強くなります。無理をして
出血させるような磨き方はかえつて害があります。

住宅金融公庫貸付案内

住宅金融公庫では、昭和三十八年度（第一回）住宅建設資金の貸付を次により行つていきます。ご利用ください。

一、申込受付期間

（個人住宅）

昭和三十八年四月五日から十八日まで

（個人住宅外）

産業労働者住宅建設資金借入

昭和三十八年二月二十日から三月二十日まで希望調査

四月一日から十五日まで受付

農山漁村住宅建設資金借入

昭和三十八年三月一日から三十一日まで希望調査

四月一日から十五日まで受付

一、申込受付場所

住宅金融公庫代理店

遠賀信用金庫

一、利率 年五分五厘

一、償還方法 月賦償還（十八年以内）

※ 申込者の資格、貸付金額等詳細についてはもよりの遠賀信用金庫にお問合せ下さい。

保健だより

◎ 春の予防接種

第一回 四月 十三日

第二回 五月 四日

第三回 五月二十五日

五月二十五日は生後二ヶ月より一年未満の方について百日せきと種痘をいたします。

◎ 赤ん坊大会

村の赤ん坊大会 五月上旬

(期日は追て通知します)

◎ 畜犬登録

四月二十二日午前一〇時～一二時

〃 〃 午後一時～三時

四月二十三日午前一〇時～一二時

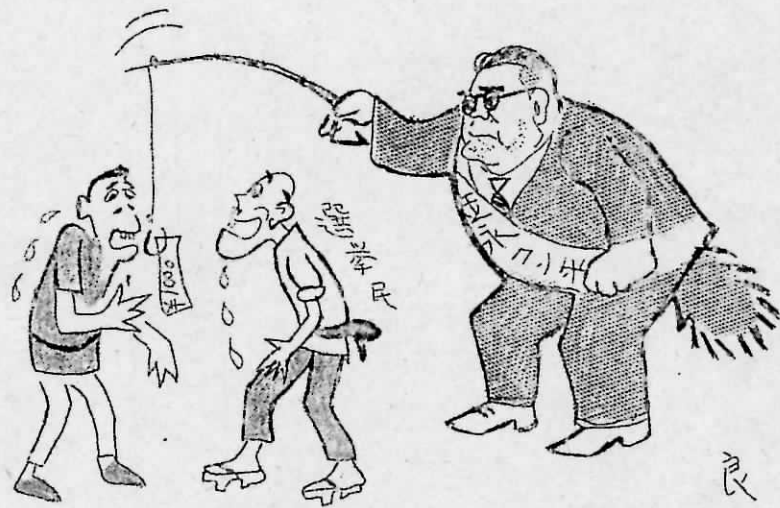
〃 〃 午後一時～三時

虫生津
浅木校
島門校
役場

三悪を土俵の外へ

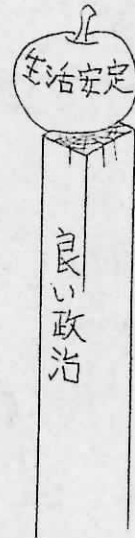


穴戸左行



うまいエサには針がある

那須良輔



狙いを定めて

穴戸左行